

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和4年8月5日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 3 議案 第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和4年8月5日(金)
 2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 13名
会長(議長) 14番 杉山 篤勇
委員 2番 小坂 義則 3番 宮坂 博一
4番 佐々木 隆 5番 住田 賀津彦
6番 関口 卓司 7番 大崎 章
8番 金坂 隆男 9番 高橋 順子
10番 松田 治之 11番 北田 直喜
12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一
 5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
1番 稗苗 史絵
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名
加積地区 西田 八朗
 7. 議事録署名委員
11番 北田 直喜 2番 小坂 義則
 8. 総会に出席した職員
事務局長 矢野 道宝 庶務係長 高森 玲子
主査 本田 陽一 主事 小川 聡志
主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度8月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、11番北田委員、2番小坂委員をお願いいたします。

議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が1,038㎡です。

【議案第30号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2番： 1件目については、申請通り問題ないかと思われる。2件目については、相続により取得したものである。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第30号は意見決定いたします。

議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全179件、600筆、929,918㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7番： これは借り主が貸し主に払うものである。賃貸借料金を払ってでもやってもらいたいということである。これは、逆にマイナスということはあるのか。事務局で調整するのか。

事務局： こちらで調整はしない。0円のものはあるが、マイナスは今のところ聞かない。

7番： 借り手が賃貸借を払い、米も安くなっているので、よくやっっていけると感心する。

11番： 昔は15,000円を地主からもらったときがあったが、今は本当に厳しい。生産性の高い農地であればよいが、そうでない場所は難しくなってくる。私自身は賃貸借以外に、管理料をもらっているが、水橋のほうでも同様

にやっているようである。

13番： 地元の営農組織は、圃場整備の相当負担金を納めてもらっている。

議 長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第31号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農地の有効活用と無断転用防止等を訴えたのぼり旗の配布について
・令和4年度魚津市内で営農している農地所有適格法人について
・農業委員会視察研修について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時30分】

【別添】

農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に東部中学校と青山内科が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地は魚津市立東部中学校や魚津高校が近く、魚津駅まで徒歩圏内で魚津市街地に近く、市道「杓掛魚津線」は黒部市へのアクセス道路として利便性が良い環境である。リモートワークによりメゾネットタイプを求める入居者が増えており、共同住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金と自己資金でまかなう計画で、入融資可能証明書及び残高証明を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、事業所拡張敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活排水については公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね85haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人の既存敷地の余剰スペースは、従業員の増加にともない、駐車場として利用しており、屋外に資材置場の確保が難しい状況であるため、申請地を資材置場とする計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画ですので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、事業所拡張敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水等の排水は浸透式とし、土砂が流出ないように沈砂池等を設けることとしています。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		